

女性医師等就労支援事業実施要領

1 目的

女性医師が増加しているが、出産や育児を契機に非常勤医師となるなど臨床の第一線を引くことが多くなっている。

そこで、女性医師等に対する就労継続支援として勤務医の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を図るための代替職員の配置を行う医療機関を支援することにより、女性医師等の離職防止を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体（以下「事業者」という。）は、次の（１）又は（２）に該当する県内の病院とする。

- （１）救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）第１条第１号に基づく「救急病院」
- （２）医療法第３１条で規定する公的医療機関

3 事業内容

女性医師等の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を図るため、次の（１）又は（２）の取組を行う。

- （１）短時間正規雇用制度の利用に伴う代替職員の雇用又は配置
- （２）宿直、日直、時間外勤務及びオンコール等の減免による代替職員の雇用又は配置

4 報告

事業者は、県の求めに応じ事業の実施状況等を報告するものとする。

5 事業実施における留意事項

本実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、補助事業者は県と協議の上、業務を進めるものとする。

6 経費の負担等

この実施要領に基づき実施する事業に要する経費については、女性医師等就労支援事業費補助金交付要綱（平成３０年５月２９日 医人第１４７号。以下「交付要綱」という。）に基づいて、予算の範囲内で補助を行う。